

## 米国における外国人森林所有の実態および対応する規制

○高橋 卓也（滋賀県立大）・ブルック・ホルマン（ミズーリ大学）

### はじめに

幾人かの論者によって、外国人による日本国内における森林所有の拡大に対し、警戒感が表明されている（（平野，2012）など）。その対策の一つとして、外国人森林所有に関する監視制度が想定しうる。本報告では、監視制度の先行事例としてアメリカ合衆国の1978年農業外国投資開示法（The Agricultural Foreign Investment Disclosure Act of 1978; AFIDA）を取り上げる。同法の運用ならびに開示結果より、日本における監視制度の必要性・可能性について検討する。

### 調査方法

法学分野での同法の解説論文ならびにアメリカ政府報告書より、同法制定の経緯ならびに制度の運用状況を概観したのちに、開示されている情報より、アメリカにおける外国人森林所有の動向を明らかにする。

### 結果と考察

同法制定のきっかけとしては、外国人投資に対する一般的な警戒感、家族農場の衰退に対する危機感が主なものであり、情報収集によって行政・立法府が効果的な政策を形成することが目的とされている（Brewer, 1979）など。法律制定時に問題としてあげられていたのは、内国・外国人間の公平性の問題、州・連邦間の管轄問題、国際条約との相反問題などである。同法のもと、農用地（農耕地、牧草地、森林、その他農用地、非農用地）の外国人による所有を農務長官に報告することが義務化された。一方、実際の運用上の問題点として、商業上の秘密開示義務化の問題性、またその結果として外国人投資を阻害する可能性、真の所有者を特定する困難さが指摘されていた。今後の改善の可能性としては、同様の諸制度との調整による情報の精度の向上が指摘されている。

同法の外国人所有森林とは、外国人、外国企業等が10%以上持ち分を所有する森林を指しており、所有の連鎖を2段階さかのぼることとなっている。

2010年12月31日時点で、農用地全体の外国人所有は、1,001万haにおよび、そのうち森林は54%、548万ha、全国森林の1.8%を占めている（図1）。外国人森林所有面積の推移をみると、2006年から2007年にかけて急増したほかは、ほぼ安定している（図2）。

州別の外国人所有森林のパターンを見ると、林業・伐採業が盛んな州において、外国人所有森林の面積が大きいことが判明した（表1、図3）。ここから、外国人による森林投資は木材生産と関連して行われていることが推測される。

アメリカ合衆国での経験からみると、日本においても、監視制度の設定は可能であると予想される。日本での同様の監視制度は、その対象とする範囲を広く想定すべきであろう。すなわち、地理的に考えると、全国的制度でなくては、投資家にとっての費用が過大になってしまう。土地利用用途面で考えると、農地、都市的利用など幅広い用途に関連して制度を設定しなければ、運用側の費用が過大になってしまうことが予想される。

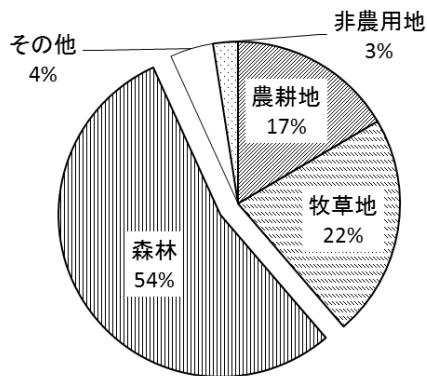


図1 米国における外国人農用地所有構成比  
出典：USDA (c. 2011)

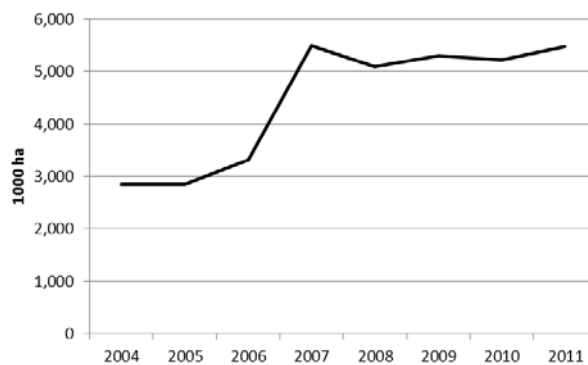


図2 米国における外国人森林所有面積の推移  
出典：USDA (c. 2011)

表1 米国における外国人森林所有面積と他の指標との州別相関関係 (相関係数)

出典：USDA (2011) ほか

	外国人森林所有面積	林業・伐採業労働者数	木材産業労働者数	紙パルプ産業労働者数
外国人森林所有面積	1.000			
林業・伐採業労働者数	0.658	1.000		
木材産業労働者数	0.322	0.586	1.000	
紙パルプ産業労働者数	0.237	0.294	0.777	1.000

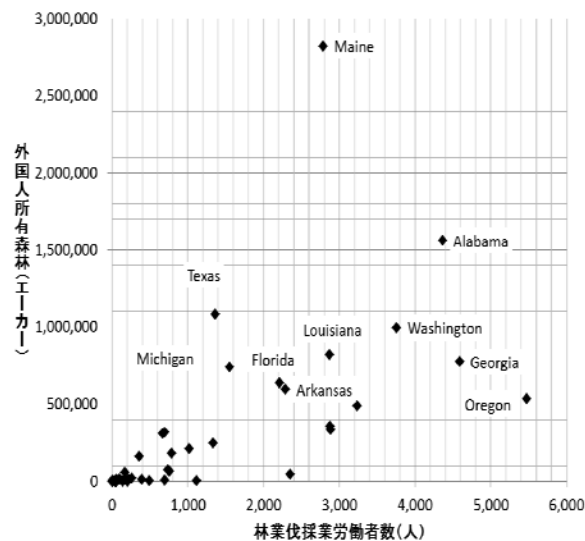


図3 米国における外国人森林所有面積と林業・伐採業労働者との州別相関関係 出典：USDA (c. 2011)ほか

引用文献

- (1) 平野秀樹『日本，買います：消えていく日本の国土』新潮社，2012年，1～207頁
- (2) Brewer, Edward C. III “Disclosure of Foreign Direct Investment in United States Agricultural Property” *Vanderbilt Journal of Transnational Law*, Vol. 12, 1979, pp. 665～688.
- (3) U. S. Department of Agriculture (USDA) (Farm Service Agency) “Foreign Holdings of U.S. Agricultural Land through December 31, 2010” c. 2011年 (2004年版～)

キーワード：外国人森林所有, The Agricultural Foreign Investment Disclosure Act (AFIDA), アメリカ合衆国

(連絡先：高橋 卓也 tak@ses.usp.ac.jp)